

令和3年11月26日

◎三石委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎三石委員長 本日の委員会は、「令和2年度高知県公営企業会計決算審査と一般会計及び特別会計決算審査の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

御報告いたします。11月15日の委員会において、地域観光課の質疑の中で、西森副委員長から依頼をしておりました資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付しております。

次に、知事から議長あてに、報第1号令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算に係る訂正願及び令和2年度決算説明資料に係る訂正願が提出されておりますので、その写しをお手元に配付しております。

このことについて、まず総務部の説明を求めます。

◎徳重総務部長 9月議会開会日に提出をいたしました令和2年度歳入歳出決算書及び令和2年度決算説明資料の中に誤りがございました。この件につきましては、お配りしておりますとおり、11月25日付で知事から議長あてに訂正依頼をさせていただいたところでございます。

まず、令和2年度歳入歳出決算書の訂正内容について説明させていただきます。議案の訂正についての依頼文書の別紙の2枚目、正誤表を御覧ください。令和2年度歳入歳出決算書の1県税の7項から11項まで及び3地方譲与税の各項の名称に誤りがあり、正しい名称に訂正させていただくものでございます。

続きまして、令和2年度決算説明資料の訂正内容について説明させていただきます。令和2年度決算説明資料の訂正についての依頼文書の別紙の上段を御覧ください。歳出決算前年度比較における特別会計の事業名に誤りがあり、正しい名称に訂正させていただくものでございます。

次に、その下の表を御覧ください。一般会計歳入所管別決算において、特別支援教育課が抜けるとともに、当該課所管の金額が高等学校課に含まれておりましたことから、特別支援教育課について記載するとともに、高等学校課の金額を訂正させていただくものでございます。

次のページを御覧ください。一般会計歳出所管別決算ですが、ここでも同様に特別支援

教育課が抜けているため、訂正させていただくものでございます。

詳しい内容及び再発防止のための取組につきましては、この後、会計管理者から説明をさせていただきます。

◎三石委員長 続いて、会計管理者の説明を求めます。

◎井上会計管理者兼会計管理局长 それでは、令和2年度歳入歳出決算書及び令和2年度決算説明資料の誤りについて御説明させていただきます。

お手元の資料ナンバー1、令和2年度歳入歳出決算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。歳入の1款県税及び3款地方譲与税の記載に誤りがございました。

まず、1款県税では、7項から11項まで順次、自動車取得税から狩猟税までとなっておりますが、自動車取得税につきましては、令和元年10月1日に自動車税が環境性能割と種別割に改正されたことに伴い令和元年9月30日で廃止されておりますため、正しくは7項を軽油引取税とし、以下順次、項番号を繰り上げ、10項は狩猟税として、令和元年9月30日以前の自動車税につきましては11項旧法による税として計上すべきものであったものです。

なお、誤りは7項から11項の各税の名称のみでございまして、金額につきましては、7項の行は軽油引取税の金額、8項の行は自動車税の金額、9項の行は鉱区税の金額、10項の行は狩猟税の金額、11項の行は旧法による税の金額となっております。

また、3款地方譲与税につきましても、1項から6項まで順次、地方法人特別譲与税から自動車重量譲与税までとなっておりますが、地方法人特別譲与税は地方法人課税の是正により廃止されてございまして、令和2年度からは特別法人事業譲与税が創設されておりますため、正しくは1項を地方揮発油譲与税として、以下順次、項番号を切り上げ、6項として新たに特別法人事業譲与税を計上すべきであったものです。

なお、これも誤りは各項の地方譲与税の名称のみで、金額につきましては1項の行は地方揮発油譲与税の金額、2項の行は石油ガス譲与税の金額、3項の行は航空機燃料譲与税の金額、4項の行は森林環境譲与税の金額、5項の行は自動車重量譲与税の金額、6項の行は新たな特別法人事業譲与税の金額となっております。

なお、訂正後を反映させていただいた資料は、1枚ものとしてお手元にお配りをさせていただきます。

これらの誤りの原因といたしましては、本歳入歳出決算書や資料ナンバー2の決算に関する説明書、資料ナンバー3の決算説明資料の作成に当たっては財務会計システムにより作成しておりますが、資料ナンバー2の決算に関する説明書は、各項の番号、名称、金額ともにシステムのデータを取り込んで作成しているのに対しまして、本歳入歳出決算書については、システムのテンプレート上におきまして、項の番号、名称だけが財務会計システムとリンクをしておりませんで、項の番号と名称に変更があった場合は、システムの保

守管理の委託先に修正を依頼する必要がございました。しかしながら、そのことを認識できていなかったために、変更前の番号と名称が残ってしまったものでございます。

このようなミスは、決裁時に資料ナンバー2の決算に関する説明書との突合をしておれば防止できたと考えております。このため、今後は資料間で突合いたしますほか、関係課にも確認を求めるなどチェックを徹底いたしますとともに、システムの改善も講じてまいります。

次に、令和2年度決算説明資料の誤りについて御説明いたします。

資料ナンバー3、令和2年度決算説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。歳出決算前年度比較の表でございます。特別会計の上から8段目にございます国民健康保険事業につきまして、事業名の末尾に不要な「金」の文字が入っております。これは、この特別会計を平成30年度に創設した際に、財務会計システムでの処理で不要な文字を誤って入れたものと考えられます。

続きまして、同じ資料の23ページをお願いいたします。この表は、一般会計歳入所管別決算となっておりますが、下から3段目と2段目の間に本来あるべき特別支援教育課が抜けておりまして、特別支援教育課所管の金額が高等学校課に含まれたものとなっております。

最後に、31ページを御覧いただきたいと思います。一般会計歳出所管別決算でございますが、ここでも同様に特別支援教育課が抜けてございます。

これは、教育委員会におきまして、学校再編があった際に財務会計システム上で特別支援教育課等に誤った集計番号を付与したことによるものと考えております。

さきの歳入歳出決算書の誤りも含めまして、地方自治法に基づき決算を調製する任を負う会計管理者として重大な責任を感じておりまして、おわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。

今後におきましては、先ほど申し上げましたような資料間の突合及び資料内での突合等を徹底するための手順書を整備いたしますとともに、人為的ミスを防ぐための財務会計システムの修正を行い、再発防止を図ってまいります。

説明は以上でございます。改めておわびを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎田中委員 先ほど会計管理者から説明がありましたように、資料を突合していればこういうことは起こらなかったという話があるんですけど。これまでも決算の資料は、いろんな資料にミスがあったということが指摘もされてきたと思います。先ほど説明もありましたけれど、本当にその原因を徹底的に究明するとともに再発防止には努めていただきたいと思います。その中で1点確認なんですけど、説明の中で資料ナンバー3の国民健康保険

事業金の金という文字が多かったということで、平成30年度の時からという説明があったと思うんですけど、そうしたらそれ以降はずっとこれが直ってなかったということで、今回改めて分かったということなんですか。

◎井上会計管理者兼会計管理局長 御指摘のとおりでございまして、その当時からこの金という文字が入ってございました。

◎田中委員 実はもう今回まで3年間に渡ってそのまま決算書がついているわけですよ。ある意味では今回しっかり調べていただいたことでそこも分かったと思うんですけど、これが今回分かっていなかったらまた来年度もそのまま来ていたという可能性もあるわけで。改めて申し上げますけれど、この資料は、特に今回議案も入っていますので、提出する際にしっかり確認をしていただいて議会に上げていただくように、重々要請をさせていただきたいと思います。

◎西森副委員長 大変な間違いというか、決算書の大元となる資料がこういう形で間違っているというのは、大変大きな問題であると思います。これはいつ分かったんですか。

◎井上会計管理者兼会計管理局長 今週月曜日の22日に、税務課が税務統計の取りまとめの最終確認をしておいた際に、税務課で発見されて、会計管理課に一報が入ったところでございます。

◎西森副委員長 月曜日に分かって今日は金曜日ですけども、その間にやっぱり時間があったわけですので、きちんと各委員には事前に説明をするべきではなかったかと思えます。今朝急に、昨日連絡があって、もう取りまとめ委員会のぎりぎりじゃないですか。そのぎりぎりまで説明がなくて、委員会を10時から迎えるという状況になったわけです。やっぱりもう少し丁寧な対応をしっかりとやっていただきたいと思いますし、こういう間違いがないように、緊張感を持って業務に当たっていただきたいと思いますということを強く要請しておきます。

◎井上会計管理者兼会計管理局長 田中委員、西森副委員長の御指摘、要請を踏まえて、今後しっかり対応させていただきたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま説明がありました、報第1号令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算に対する知事から提出された訂正願いを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

よって、訂正願いは承認することに決しました。

決算議案及び説明資料等については、誤りのないよう十分に精査の上、提出されるよう私からも強く要請をしておきます。

◎井上会計管理者兼会計管理局長 申し訳ございませんでした。

◎三石委員長 それでは、これより、9月定例会で付託を受けた令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案ほか2議案について採決を行います。

第14号「令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号「令和2年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第15号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号「令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第16号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎三石委員長 次に、報第20号「令和2年度高知県流域下水道事業会計決算」から報第23号「令和2年度高知県病院事業会計決算」まで、以上4議案を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、報第20号「令和2年度高知県流域下水道事業会計決算」から、報第23号「令和2年度高知県病院事業会計決算」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、報第20号議案から報第23号議案は全会一致をもって認定することに決しました。

以上で、採決を終わります。

次に、一般会計及び特別会計の決算議案について採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、これより報第1号「令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、報第1号議案は全会一致をもって認定することに決しました。

次に、報第2号「令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算」から報第19号「令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算」まで、以上18議案を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、報第2号「令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算」から報第19号「令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算」まで、以上18件の特別会計に係る決算議案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、以上18件の特別会計に係る決算はいずれも全会一致をもって認定することに決しました。

以上で、採決を終わります。

これより、公営企業会計決算審査報告書の取りまとめを行います。

参考としまして、これまでの委員会で委員の皆さんから出されました意見等を集約し、正副委員長で調整したものを報告書案としてお配りしてありますので、これに沿って協議していきたいと思っております。

なお、その文案の「2 決算の内容」までは事務局でチェックしておりますので協議を省略し、「3 審査の結果」から協議していただきたいと思っております。

また、「3 審査の結果」の本文については、各委員から出される意見と関係します。最後に協議したいと思っております。

それでは、(1) 流域下水道事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (1) 流域下水道事業会計決算について。

当年度の経営状況については、総収益が15億1,473万円余、総費用が14億1,695万円余で、総収益から総費用を差し引いた純利益は9,777万円余となっている。

当年度には、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化施設整備が完了し、今後は、下水処理後に排出される下水汚泥の削減や消化ガスの売却益も見込まれる。

引き続き、流域住民の生活環境の改善と浦戸湾流域の環境保全を図るため、安定的かつ効率的な経営に努めるとともに、南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策に計画的に取り組むよう望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御検討を願います。

御意見をどうぞ。小休にします。

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(1) 流域下水道事業会計決算についての検討を終わります。

続きまして、(2) 電気事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (2) 電気事業会計決算について。

当年度の経営状況については、純利益が4億5,171万円余となっており、前年度に比べて3億3,580万円余増加している。これは、四国電力株式会社との契約更改で売電単価が上がったことや、出水期に平年を大きく上回る降雨があり供給電力量が増加したことなどにより、総収益が増加したことによるものである。

近年、気候変動の影響により降雨量が増大しており、水力発電事業においては、事前放流など流域治水の取組についても対応する必要がある。

については、台風や豪雨をはじめとする異常気象による事業への影響も考慮しながら、健全経営の維持と営業利益の確保に取り組むよう望む。

また、小水力発電の一層の普及・拡大については、市町村の取組や国の動向等に留意しながら引き続き取り組むことを望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(2) 電気事業会計決算についてを終わります。

続きまして、(3) 工業用水道事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (3) 工業用水道事業会計決算について。

当年度の経営状況については、純利益が2,311万円余となっており、前年度に比べて7,218万円余減少している。これは、令和元年度の香南市工業用水道事業との統合による香南市

からの寄附金を計上したことにより一時的に増加していた特別利益が減少したことなどによるものである。

鏡川工業用水道事業については、需要の低迷に対応するため、継続して企業訪問等の営業活動を実施しているが、前年度に比べ、給水事業所数、給水量ともに減少している。

耐用年数の経過に伴う管路の更新など今後の投資も必要であることから、既存の給水事業所の状況等も踏まえ、中長期的な視点をもって効率的な経営に努めるよう望む。

香南工業用水道事業については、前年度に比べ、給水量は増加しているが、当初計画していた給水量には届いていない。

については、関係部局等と連携し、新たな給水事業所の獲得を含めた給水量の拡大に向けて取り組むよう望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 鏡川工業用水道のところで、管路の更新など今後の投資も必要、確かにそうなんですけれど、一部ダウンサイジングというか、やめる、投資しないということも選択肢に一応入っているので。今後課題あるみたいな書きぶり、更新が必要だというふうにこの委員会で決めて言うみたいな表現というのはちょっとどうか。管路の更新などの課題もあることからとか。全て更新するかどうかというのはまだ決まってない話なので。

◎ そしたら、更新など課題もあることからという。

◎ 耐用年数の経過に伴う管路の更新など課題もあることから、既存の給水事業の状況を踏まえ、中長期的な視点をもって効率的な経営に努めるよう望む。

◎ そういうことでよろしいですか。

◎ などの、よ。

◎ のを入れる。などの課題も。

◎ よろしいですか。

◎ はい。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(3) 工業水道事業会計決算についてを終わります。

続きまして、(4) 病院事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (4) 病院事業会計決算について。

当年度の経営状況については、純損失が1億4,646万円余となっており、赤字額は前年度



に比べ4,739万円余増加している。これは、新型コロナウイルス感染症関連の補助金により医業外収益が増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少により医業収益が減少したことなどによるものである。

高知県立病院第6期経営健全化計画において病院事業全体の目標としていた令和2年度までの経常損益の黒字化は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け患者数が減少したことなどにより達成できなかった。

令和3年度から令和7年度までを期間とする第7期経営健全化計画においては、令和7年度までに病院事業全体で経常収支の黒字が達成できる経営を目指すこととしている。

収支改善については、令和2年度から外部コンサルティングを導入し、収益向上や委託費の見直し等に取り組んでおり、診療報酬上の新たな加算の取得など一定の成果も現れている。

引き続き公立病院が果たす役割を踏まえながら、経営の効率化や健全経営に努めることを望む。

また、地域の福祉の増進、医療サービスの向上に向け、職員一人一人の能力が十分に発揮できるよう、理念の共有や情報伝達等を徹底し、しっかりとした組織運営に努めるよう求める。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 3行目ですけども、医業外収益が増加したとなっています。これは補助金だけの理由で増えたのか。補助金などにより、補助金により。

◎ 医業外収益の中で増えているのは補助金の部分。

◎ ほかは増えてないのか。

◎ 大体、医業外収益は定例的に毎年。

◎ 補助金だけで限定していいのかどうかというところ。

◎ 出した分はこれという意味じゃないだろうか。ちょっと正確に見てみると分かんませんが。

◎ 監査の審査意見書の中では、主な要因としては、新型コロナウイルス感染症関連の補助金により医業外収益が増加したということになっています。

◎ 主な要因はということは、ほかにも要因あるということですか。

◎ 主な要因ということで補助金というものである。だから、これは主なというのがないから、補助金などか、やっぱりそうなる。

- ◎ 長くなるけど、補助金などの主な要因によりとか。
- ◎ など、を入れていただきたいと思います。
- ◎ 補助金など。などを入れると。
- ◎ などを入れたら、ほかに何が増えちゃう。
- ◎ 正確に書いておいてもらったらいいということで、後で調べて。
- ◎ 補助金を主な要因として、医業外収益が増加したものの。
- ◎ 多少の増減あると思うんですよね、実際は。ほかが全部下がっていて補助金だけという話ではないとは思う。
- ◎ 文言修正は正副にお任せいただけますか。
- ◎ はい。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、（４）病院事業会計決算についてを終わります。

それでは、これまで出された意見を踏まえ、「３審査の結果」の本文について検討を行いますので、その文案を書記に朗読させます。

なお、空欄の部分には、採決の結果を掲載することとなっております。また、本文の内容については、これまで出された御意見などを考慮して一般的な表現にしているということを御了承願います。

◎書記 ３審査の結果。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められるので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分、病院事業会計の資本剰余金の処分並びに各事業会計決算については、全会一致をもっていずれも可決または認定すべきものと決した。

なお、事業の執行については不十分な点が認められるため、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、事業の執行に当たっては十分留意するよう求める。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、審査の結果の本文についてを終わります。

以上で、報告書案についての協議を終わります。

なお、細部の文案の調整については、正副委員長に一任願います。

次に、委員長報告について行います。

お諮りいたします。

12月定例会での委員長報告については、先ほど協議しました高知県公営企業会計決算審査報告書の「1 審査の経過」と「3 審査の結果及び意見」をもって報告することに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それではそのように、委員長報告をいたします。

なお、細部の調整は、正副委員長に一任願います。

次に、一般会計及び特別会計の決算審査報告の取りまとめを行います。

参考としまして、これまでの委員会で委員の皆さんから出されました意見等を集約し、正副委員長で調整したものを報告書案としてお配りしてありますので、これに沿って協議していきたいと思っております。

なお、文案の「2 決算の内容」までは事務局でチェックしておりますので、協議を省略し、「3 審査の結果」から協議していただきたいと思っております。

また、「3 審査の結果」の本文については、各委員から出される意見と関係しますので、最後に協議したいと思っております。

それでは、(1) 行財政運営等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (1) 行財政運営等について。

令和2年度は、本県が目指す姿の実現に向け、「共感と前進」を県政運営の基本姿勢として、経済の活性化など5つの基本政策と中山間対策の充実・強化など3つの横断的な政策に沿った各種の施策をさらに発展させ、県政を一段高いステージへ引き上げるべく取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症に対して、県民の健康、生活を守ることを第一に、かつ県経済へのダメージを最小限に食い止めることができるよう必要な対策を講じている。

決算状況については、歳入、歳出ともに、新型コロナウイルス感染症対応に関する国庫支出金、補助金等が増加している。経常収支比率や将来負担比率は前年度に比べ改善しているが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くと見込まれることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要がある。

情報化関連の委託業務については、入札やプロポーザル方式による調達を行うなど競争原理を確保するとともに、調達支援アドバイザーの助言・指導を仰ぎ業務の適正化に取り組んでいる。

今後デジタル化が一層進展する中で、情報システム等の調達に当たっては、より専門的

な知識が必要となることから、専門家の知見を取り入れさらに適正な調達ができる仕組みを検討するよう望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御検討願います。

御意見をどうぞ、小休にします。

(小休)

◎ 今までもこういう書きぶりだと思うけれど、令和2年度、終わったことの決算をするのに取り組んでいるとか講じているとかという、何か現在進行形みたいな表現だったですかね。

◎ 今までも現在進行形でやっております。表現としてはこういう取り組んでいるというふうな。

◎ ずっとね。

◎ はい。

◎ ちょっと違和感があったので。はい、大丈夫です。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(1) 行財政運営等についての検討を終わります。

続きまして、(2) 新型コロナウイルス感染症対策について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (2) 新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症への対応については、患者受入れや感染拡大防止対策に必要な経費について医療機関等へ支援を行ったほか、医療従事者などへ慰労金等を交付するとともに、宿泊療養施設の確保等を行っている。

経済影響対策としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活が困窮している世帯に対して生活福祉資金の特例貸付への補助等を行うとともに、自立相談支援機関の体制強化を図っている。また、経済への影響を最小限に食い止め、V字回復に向けた事業活動の再開を目指し、事業の継続と雇用の維持、経済活動の回復、社会の構造変化への対応について、協力金や給付金等の支給、新たな融資や補助金等の創設を行うなど、各フェーズに応じた支援を行っている。

その他、感染拡大防止に向けた施設の衛生設備等の改修や、オンラインを活用した事業の実施など、新型コロナウイルス感染症対策に県全体で取り組んでいる。

今後も新型コロナウイルス感染症への対応については、国の交付金等も有効に活用しな

がら、時機に応じた必要な対策をさらに進めていくことを望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(2) 新型コロナウイルス感染症対策についてを終わります。

続きまして、(3) 南海トラフ地震対策等についての文案を書記に朗読させます。

◎書記 (3) 南海トラフ地震対策等について。

住民等の命を津波から守るためには、素早い避難が重要になるが、津波浸水想定区域には、液状化が発生する可能性の高い地域が広範囲に分布しており、避難路にも影響が及ぶことが想定される。

については、市町村が地域ごとの状況を踏まえ、より実効性のある対策を打てるよう支援することを望む。

地域防災の要である消防団の体制強化については、様々な団員確保対策に取り組んでいるが、依然として団員数は減少を続けている。

については、地域防災力の維持のため、市町村等と協議、連携して地域の実情に沿った取組を進めることを望む。

市町村が行う避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、補助金等による支援を行っているが、令和2年度末の作成率は21.1%にとどまっている。

災害対策基本法の改正により計画作成が市町村の努力義務となるなど、計画作成の加速化が一層求められることから、主体となる市町村の状況やニーズを把握しながら取組を進めることを望む。

事業者地震対策促進事業については、事業者の災害への備えとして、従業員規模が50名以上の企業を基本にBCPの策定を支援しており、令和2年度末時点で対象企業の約4分の3が策定している。

従業員規模が50名未満の中小事業者においても、計画の策定が進むよう、関係機関と連携の上でさらなる取組を求める。

以上です。

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ (2) でコロナ感染症対策のことを全般的に触れていますよね。また、後のそれぞれのところでもコロナ対策について触れているところもあれば、全然触れていないところもあるんですけど、そこら辺りはどんなに整理したらいいのかなというのがちょっと。例えば、南海トラフ地震対策のところでもちょっと言わせてもらったのは、避難所のコロナ対策への投資した財源をどういうものを使っているのかということを明らかにしてもらったんですけど、そういう意味でいうと、やはり避難所運営でのコロナ対策なども各市町村で進められるようさらに支援をしていくことなどは、継続的に必要になると思うんですけど、そういったことに触れておく必要はないかなと。

◎ 4 ページの新型コロナウイルス感染症対策の下のほうに書いていますよね。これに全部含まれているんじゃないかね。今後も新型コロナウイルス感染症への対応については、こうこうで、さらに進めていくことを望むと。それと、その上にも取組を書いてくれている。そこで述べているからいいんじゃないかと思うんだけど。

◎ はい、分かりました。

◎ ほら、ちょっと直接的に影響する部分に関しては、新型コロナでとかいうのは出ていてね。その後の部分。

◎ 移住のところとかね。

◎ これなんかは直接的に影響している部分なので、そういう書き方をしているということ。

◎ 構いませんか。

◎ はい。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、南海トラフ地震対策等についてを終わります。

続きまして、(4) 保健・福祉・医療対策等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (4) 保健・福祉・医療対策等について。

子供の頃からの健康的な生活習慣の定着に向けた取組については、小学生から高校生までを対象とした健康教育の副読本を作成、配布している。各学校における副読本の活用率は100%となっているが、指標として掲げる子供の朝食欠食率は十分に改善されていない。

については、教育委員会と連携を密にし、各学校における副読本の具体的な活用状況を把握しながら、学校における健康教育がより効果的に行われるよう取組を進めることを求める。

令和2年度から開始した妊よう性温存治療費補助金については、若い世代のがん患者に対して、将来子供を授かる可能性を残すための治療に要する経費を助成したものであるが、周知が十分でなかったこともあり実績は想定を下回っている。

令和3年度からは単価の引上げや対象者の拡大もあることから、医療機関等とも連携して情報提供に努めるなど、妊よう性の温存を望む方に必要な支援が行き届くよう取組を進めることを望む。

ひきこもり対策については、本人及びその家族に対する多面的な支援が適切に行われることが重要となる。

については、引き続き伴走支援に取り組むとともに、市町村や社会福祉協議会等と連携しながら、支援を必要とする方の負担が軽減されるよう取組を進めることを望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(4)保健・福祉・医療対策等についてを終わります。

続きまして、(5)地域の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (5)地域の振興等について。

地域おこし協力隊については、交流セミナーを開催する等の確保対策により、令和2年度には全国第3位となる220の方が県内各地で活動し、定住率は66%と全国平均を上回っているが、任期終了後の仕事や生活面で不安があるとの声も聞かれる。

については、協力隊員相互、あるいは地域に定住している協力隊のOBやOGとのネットワークの形成を進め、協力隊員が不安なく任務に当たり、定住率がさらに高まるよう取り組むことを望む。

移住促進の取組では、新型コロナウイルス感染症の影響で行動が制限される中、本県への移住者が年間963組、1,394人という成果を挙げているが、一方でコロナ禍を機に人々の意識が変化し地方への移住が注目され、移住者が増えている県もある。

については、本県に移住した方々の属性や、移住先として本県に関心を寄せている方々のニーズをより深く分析し、市町村と一体となって本県の魅力や具体的な生活像などを効果的に情報発信するよう望む。

以上です。

◎三石委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、（５）地域の振興等についてを終わります。

続きまして、（６）商工業の振興について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 （６）商工業の振興について。

就職氷河期世代サポート事業については、ジョブカフェこうちにおいて、就職氷河期世代サポート企業とのマッチングにつなげる座談会や仕事体験などの取組を行っている。

就職氷河期世代の求職者は様々な経歴や特性を有することから、企業側が求める人材や能力の把握に努め、よりよいマッチングにつなげることを望む。

外国人材の受入環境整備については、外国人生活相談センターの設置のほか、県内の事業所及び監理団体に対し外国人雇用実態調査を実施し、雇用状況等の把握に努めている。

コロナ禍で外国人材を取り巻く状況は世界的に変動しており、県内の事業所等もこうした変化に合わせた対応を求められることから、きめ細かな支援を実施するよう望む。

以上です。

◎三石委員長 御意見をどうぞ、小休にします。

（なし）

◎三石委員長 正場に復します。

これで、（６）商工業の振興についてを終わります。

続きまして、（７）観光の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 （７）観光の振興等について。

地域観光商品の造成については、土佐の観光創生塾の開催等を通じ、観光事業者の観光商品づくりを支援し、84件の商品が販売に至っているが、その販売面では苦戦している商品もある。

については、ウィズコロナ、アフターコロナの状況下で多くの旅行者に選択される観光商品という観点で一層魅力を高め、コロナ収束時には一気に売り込みを行えるよう取り組んでいくことを望む。

以上です。

◎三石委員長 御意見をどうぞ、小休にします。

（なし）

◎三石委員長 正場に復します。

これで、（７）観光振興等についてを終わります。

続きまして、（８）農林水産業の振興等について、その文案を書記に朗読させます。



◎書記 (8) 農林水産業の振興等について。

農福連携の取組については、研修会や農作業体験会の開催により、令和2年度は500名を超える障害者等が農家や集出荷場で就労するなど、地域ごとに広がりを見せているが、十分な意思疎通が難しいなどの様々な問題で離農する事例もある。

については、就労の定着に向け、農業と福祉の相互理解をさらに深め、障害の特性に応じた丁寧で粘り強い支援を望む。

高知県で注意すべき外来種リストについては、侵略的な外来種をまとめたパンフレットやリーフレットを作成し、関係機関に配布して普及啓発に努めている。

引き続き普及啓発に努めるとともに、本来の目的の一つでもある駆除や防除の対策を行うための基礎資料としてより活用されるよう、市町村と連携し、さらなる取組を望む。

県1漁協構想の取組については、令和2年度に高知県漁協の経営が大きく悪化したことから、合併に向けた協議を休止し、まずは経営改善を支援した上で、経営が安定した段階で合併協議を再開するとしている。経営改善には支所や市場の統廃合による経営基盤の強化が不可欠であり、各ブロックで協議を進めている。

市場統合の検討を進めるに当たっては、単に各支所の収支状況を指標にするだけでなく、その必要性など組合員や関係事業者の意見を幅広く聞きながら進めることで、地域の実情に合わせた丁寧な取組が行われることを望む。

小型底定置網漁業については、高齢の漁業者や新規就業者でも取り組みやすい、土佐湾での新たな漁法として試験操業が行われたが、漁獲量は十分といえない状況である。

については、漁業関係者と連携して試験操業の検証を行うとともに、県内漁場で普及が進むよう必要な支援を行うことを望む。

以上です。

◎三石委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 小型底定置網のところ、ちょっとニュアンスですけど、県内の漁場で何が何でも普及してもらいたいみたいなやり取りではなかったと思うんです。そういう可能性があってそれに取り組む人がいるならば、支援策も必要じゃないかというやり取りだったんですけど、これだったら普及を進めてくださいみたいな。要は、試験操業としては失敗したけれども、もう1回検証して、可能性があつてかつやりたい人がいるなら、それはまた支援策が必要じゃないかというやり取りだったんですけど。県内の漁場で普及を進めてほしいみたいなニュアンスになっていて、ちょっとどうかなという。ただ、担当課、部局と調整した上でこのようになっているんだったらそれでもいいんですけど。

- ◎ やり取りの中では、支援するような施策という発言もありました。
- ◎ それはやりたい可能性があって、手結でやるみたいな話があったので、そういう人に対する支援はあるのかというやり取りだったと思うんですけど。
- ◎ 執行部の答えとしては、支援策を考えていきたいということ。
- ◎ それは分かっているんですけど、県内のいろんなところでの普及を積極的に働きかけたわけじゃなくて、失敗するかもしれないので、要は可能性があってやりたい人がいるならというニュアンスだったんですけど。ひょっとしたら、県内の普及を進めたいんでしょうかね、部局的には。それならそれで全然いいんですけど。
- ◎ 執行部とは調整しております。事例もあるという発言もあっておりますので。
- ◎ 分かりました。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、（８）農林水産業の振興等についてを終わります。

続きまして、（９）社会基盤の整備等についての文案を書記に朗読させます。

◎書記 （９）社会基盤の整備等について。

砂防堰堤については、土砂災害から人命や財産を守るために重要な施設であるが、上流側に土砂が堆積してしまい、十分に機能しないことが懸念されるものがある。

については、堆積した土砂の除去や、堰堤をメンテナンスが有利な透過構造とするための検討など、万全な機能の確保を図るよう望む。

公営住宅の住戸改善については、ドアが引き戸であるかどうかなどの問題があり、車椅子等を利用する高齢者の入居が難しい状況がある。

については、高齢化が進む中で、公営住宅が高齢者の住みやすい環境となるよう、より一層のバリアフリー化を検討することを望む。

以上です。

◎三石委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 最後の２行の、公営住宅は高齢者の住みやすい環境というところ、高齢者等にしたほうが。障害者なども車椅子を利用したりしますので、高齢者等にさせていただいたらどうかと思います。

◎ 等を入れたいと思います。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(9) 社会基盤の整備等を終わります。

続きまして、(10) 教育について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (10) 教育について。

遠隔教育システムについては、中山間地域等の生徒の多様な進路希望を実現できるよう、教育センターを配信拠点として遠隔授業や補習等を実施し、その成果も現れている。

については、今後もデジタルの強みを生かし、複数校への同時配信や学校間での配信の拡充なども検討しながら、さらに成果が上がるよう取組を進めることを望む。

教職員の研修については、教育センターで実施する基本研修や専門研修などに各学校から参加しているが、参加者のみのスキルアップにとどまらず、広く学校全体で生かされることが重要である。

については、研修後に学校内で研修成果が共有されるよう、市町村教育委員会や関係機関に働きかけを行うことを望む。

いじめや不登校など悩みを抱える児童生徒や保護者の支援として、心の教育センターでは相談対応を行うとともに、民間事業者への委託により夜間・休日の電話相談、SNS等を活用した相談事業を実施している。

相談を受けた後の対応が重要となることから、委託事業者や関係機関との連携を十分に図りながら支援を行うことを望む。

子供たちの文化芸術への関心を醸成する教育普及活動の充実については、文化施設と学校などの教育機関が連携して取り組むことが必要である。

については、各施設が実施する優れた取組の横展開等により、県内の小中学生や高校生が豊かな感性や創造性を育むことができるよう取組を進めることを望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(10) 教育についてを終わります。

それでは、これまで提出された意見を踏まえ、「3 審査の結果」の本文について、その文案を書記に朗読させます。

なお、空欄の部分には、採決の結果を記載することとなります。

◎書記 3 審査の結果。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取組は一定評価すべきものと認められる。

各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められるので、一般会計決算及び各特別会計決算については、全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決した。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられるため、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、各種施策の実施に当たっては、十分留意するよう求める。

以上です。

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 審査結果を先ほどやりましたですけれども、今日の10時からの訂正ですね。そのところはきっちりとこの報告の中で、やっぱり言うておかんといかんじゃないかと思います。やはり、しっかりと委員長、私、また〇〇委員も指摘をさせていただき、委員会としてこれから緊張感も持ってやっていっていただきたいということを、この報告書に載せてはどうかと思いますけれどもいかがでしょう。

◎ そういうことやね。

◎ 文言は正副で。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、審査の結果の本文についてを終わります。

以上で、報告書案についての協議を終わります。

なお、細部の文案の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いします。

次に、委員長報告について行います。

お諮りいたします。

12月定例会での委員長報告については、先ほど協議しました高知県歳入歳出決算審査報告書の「1 審査の経過」、「3 審査の結果及び意見」をもって報告することに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、そのように委員長報告をいたします。

なお、細部の調整は正副委員長に一任願います。

以上をもって、日程を全て終了いたします。

10月22日から約1か月間、委員の皆さん大変御苦労さまでございました。皆様のおかげ

で、無事に今日全てを終了することができました。またこの間、委員の皆さんはもちろんでありますけれども、西森副委員長には随分助けていただきました。おかげさまで、役職を最後まで遂行することができました。本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。

◎西森副委員長 三石委員長のもと、皆様の御協力の中で、今日決算特別委員会を終えることができます。皆様の協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。今回の様々な意見が来年度の予算にしっかりと生かされますことを願いまして、挨拶とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

◎三石委員長 それでは、本当に事務局の皆さんにも大変お世話になりました。ありがとうございました。

これで、委員会を閉会いたします。

(11時6分閉会)